

# 公益社団法人日本地理学会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本地理学会と称する。

2 英文においては、Geographical Association of Japanと表記する。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、地理学に関する学理及びその応用の研究に関する事業を行い、地理学の進歩普及を図り、もってわが国の学術の発展と科学技術の振興に寄与するとともに、地理教育の推進、社会連携の推進、国際協力の推進を図り、社会の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会、学術講演会等の開催による地理学研究の推進事業
  - (2) 学会誌及びその他の刊行物の発行による地理学研究の普及事業
  - (3) 関連学会等との連携及び協力並びに社会連携・社会教育の推進事業
  - (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰による学術の発展と科学技術の振興事業
  - (5) 資格認定、地理教育の支援等による地理学的知識・技術の普及及び社会貢献事業
  - (6) 地理学に関連する国際的な研究協力の推進事業
  - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は法人
  - (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、社員総会の議決をもって推薦された者
- 2 この法人の社員は、正会員から選出された120名以上150名以内の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、代議員に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、11月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙直後の3月末日までとし、再任を妨げない。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法

人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備え、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員(2名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の代議員)につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙直後の3月末日までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
  - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
  - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
  - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
  - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使記録の閲覧等)
  - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
  - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
  - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

- 第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

(会 費)

- 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。
- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
  - 3 既納の会費は、いかなる場合でもこれを返還しない。

(任意退会)

- 第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、前条を含めて未履行の義務は、これを免れることができない。

(除 名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、その会員に対し、社員総会の一週間前までに、理由を付してその旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明する機会を与

えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき
- (2) すべての代議員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、第7条を含めて未履行の義務は、これを免れることができない。

3 正会員である代議員がその資格を喪失した場合は、代議員資格も喪失する。

(代議員の解任)

第11条 代議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(会 長)

第12条 この法人に、任意の機関として、会長を置く。

2 会長は、次の職務を行う。

- (1) 理事会の助言に基づき、学術上の見解を公表すること
- (2) この法人の学術上の指導の任に当たること

3 会長は、無報酬とする。

## 第4章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の額
- (2) 名誉会員の推薦
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 会長の選任又は解任
- (6) 代議員の解任
- (7) 理事及び監事の報酬等の額
- (8) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (9) 定款の変更
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定時総会として毎年5月もしくは6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の過半数が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上の出席があつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 代議員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 代議員は、代理人によって総会の議決権を行使できる。この場合において、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

- 2 当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代え、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(書面による議決権、電磁的方法による議決権の行使)

第21条 代議員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会招集通知に記載された期間内に本会に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は出席した代議員の議決権の数に算入する。

- 2 代議員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本会に提供し、議決権の行使ができる。電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された出席理事の代表2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役 員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上18名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、法人法上の代表理事とする。

- 3 前項の理事長以外の理事のうち2名以内をもって常務理事とし、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常務理事がその業務にかかわる職務を代理し、又はその職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補充により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了するときまでとする。
- 5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事あるいは理事のいずれかが理事会を招集する。

(決 議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(基本財産)

- 第35条 別表の財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

- 第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 基金

(基金の募集)

第40条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまでは返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所方法その他の必要な事項を清算人において別に定める。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第42条 この法人は、総会において、総代議員の半数以上で、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告による。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第36条の規定に関わらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第24条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

|          |      |          |      |
|----------|------|----------|------|
| 理事（理事長）  | 荒井良雄 |          |      |
| 理事（常務理事） | 山下清海 | 理事（常務理事） | 箸本健二 |
| 理事       | 江崎雄治 | 理事       | 小口 高 |
| 理事       | 須貝俊彦 | 理事       | 鈴木厚志 |
| 理事       | 竹内裕一 | 理事       | 戸所 隆 |
| 理事       | 春山成子 | 理事       | 松井圭介 |
| 理事       | 松原 宏 | 理事       | 村山祐司 |
| 理事       | 若林芳樹 | 理事       | 渡辺満久 |
| 監事       | 菊地俊夫 | 監事       | 金田章裕 |
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第5条第2項から第9項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。
- 5 この定款の一部改正は、総会の決議の日である令和7年6月28日から施行する。

別表 基本財産（第35条関係）

|               |             |
|---------------|-------------|
| 基本財産定期預金      |             |
| 三菱東京UFJ銀行定期預金 | 22,000,000円 |

# 公益社団法人日本地理学会細則

## 第1章 総 則

(総 則)

- 第1条 公益社団法人日本地理学会（以後、「この法人」という。）の運営は、定款に定めるもののほかは、この細則による。

## 第2章 会 費

(会 費)

- 第2条 この法人の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年12,000円
- (2) 正会員（学生会費納入者） 年7,000円
- (3) 賛助会員 1口30,000円とし、年1口以上
- (4) 名誉会員 徴収しない
- (5) 前項の規定にかかわらず、正会員のうち65歳以上で10万円を一括して納入した者、または70歳以上で5万円を一括して納入した者については、毎年の会費を徴収しない。

- 2 本条に定める会費の額を変更するときは、総会の議を経なければならない。

(会費の納入)

- 第3条 会員は、毎年4月から翌年3月までの会費を、翌年3月末までに納入しなければならない。

- 2 会員が、種別を変更したときは、その次年から、変更された会員種別の会費を納入しなければならない。
- 3 年度途中に入会した正会員及び賛助会員の会費は、入会時期を問わず年額を徴収するものとし、会員の特典を可能な限りその年度の4月に遡って適用する。
- 4 会費未納者の取り扱いについては別に定める。

## 第3章 選 挙

(代議員の員数)

- 第4条 この法人の代議員の数は、定款第5条第2項に定める範囲内で理事会において決定する。

(選挙事務の管理)

- 第5条 この法人の代議員選挙の執行管理は選挙管理委員会が行う。

- 2 理事長は理事会の承認を得て、正会員のなかから選挙管理委員長及び8名以上14名以下の選挙管理委員を委嘱する。
- 3 選挙管理委員長及び選挙管理委員の任期は前項の委嘱から2年間とする。

(委員会)

- 第6条 選挙管理委員会は、委員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選挙の告示)

- 第7条 選挙管理委員会は、別に定める規程にもとづき、代議員選挙の実施予定日の3か月前から2週間以上の間、この法人のホームページにおいて選挙の実施を告示する。

(選挙権及び被選挙権)

- 第8条 有権者及び被選挙権者は、選挙実施の告示が行われた時点における会員原簿所載の正

会員であることを要する。ただし、第9条に定める地区別投票における有権者及び被選挙権者は、当該地区に会員原簿記載の居住地又は連絡先のある者に限る。

(投票)

第9条 投票は地区別投票と一般投票とし、これらを同時に行う。その割合、地区別投票における地区の区分とその定数は別に定める規程に従う。

- 2 地区別投票は有権者及び被選挙権者の属する地区ごとに定数分連記とし、一般投票は地区にかかわらず10名連記とする。ただし、地区別投票及び一般投票において同一人に投票することを妨げない。

(投票用紙)

第10条 投票用紙は、第11条に定める投票用紙到着日の3週間前までに、正会員に郵送等により配布することとする。

(投票の方法)

第11条 正会員は、前条により配布された投票用紙を用いて、第5条に規定する選挙管理委員会が定めた日までに、選挙管理委員会に到着するよう、郵送等により投票する。

(当選者の決定)

第12条 選挙管理委員会は、締切日までに到着した投票用紙を集計し、地区別投票、一般投票の順に開票し、有効得票数の多い順に上位者から当選者を決定する。得票数が同じ場合は、別に定める規程に従う。

(欠員の補充)

第13条 前条で選出された代議員当選者または代議員に欠員が生じたときは、次点者を順次繰り上げて補充する。

(代議員の公表)

第14条 選挙管理委員会は、全代議員の氏名を当選者決定後最初に行われる総会に報告するとともに、この法人のホームページに掲載する等により公表する。

## 第4章 委員会

(常設の専門委員会)

第15条 本会の運営を円滑にするため、常設の専門委員会として、総務専門委員会、財務専門委員会、集会専門委員会、交流専門委員会、国際専門委員会、広報専門委員会、企画専門委員会、地理学評論編集専門委員会、Geographical Review of Japan Series B編集専門委員会、E-Journal GEO編集専門委員会、地理教育専門委員会及び資格専門委員会をおく。

- 2 各専門委員会委員長は理事の内から理事長が指名し委嘱する。ただし、総務専門委員会及び財務専門委員会の各委員長には原則として常務理事を充てる。
- 3 各専門委員会委員長以外の委員は各専門委員会委員長が指名し理事長が委嘱する。
- 4 各専門委員会委員長は、委員の中から、1名又は複数の副委員長を指名することができる。
- 5 各専門委員会委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 委員長の指名及び委員の委嘱の時期が役員交代期にあたる場合には、2項及び3項の役員を、必要に応じて次期の当該役員予定者に読み替えることができる。
- 7 総務専門委員会は、次の業務を行う。
  - (1) 総会・代議員会・理事会の総務に関する業務。
  - (2) 記録の整理と保管に関すること。
  - (3) 公文書の発行と受付に関すること。
  - (4) 会員の入退会事務と会員名簿の整理。

- (5) その他総務に関すること。
- 8 財務専門委員会は、次の業務を行う。
  - (1) 会費の徴収と現金出納保管に関すること。
  - (2) 予算及び決算書類の作成に関すること。
  - (3) 物品の購入と保管に関すること。
  - (4) 会計帳簿類の整理に関すること。
  - (5) その他会計に関すること。
- 9 集会専門委員会は、次の業務を行う。
  - (1) 学術大会の企画と運営に関すること。
  - (2) 研究グループの管理及び支援に関すること。
  - (3) その他集会に関すること。
- 10 交流専門委員会は、次の業務を行う。
  - (1) 関連学会、諸機関等との連絡・対応・交流活動に関すること。
  - (2) その他交流に関すること。
- 11 国際専門委員会は、次の業務を行う。
  - (1) 地理学に関する国際学術団体との連携および国際的学術情報への対応に関すること。
  - (2) 国際発信・国際研究交流・人材育成等、学会の国際化に関すること。
  - (3) その他国際交流に関すること。
- 12 広報専門委員会は、次の業務を行う。
  - (1) ホームページを中心とするこの法人の広報に関すること。
  - (2) その他広報に関わる諸事項に関すること。
- 13 企画専門委員会は次の業務を行う。
  - (1) 地理学研究の成果の発展・普及に関する立案・運営
  - (2) この法人の短期的・長期的な計画・構想に関すること。
  - (3) その他企画に関すること。
- 14 地理学評論編集専門委員会は、次の業務を行う。
  - (1) 当該誌編集規定の立案に関すること。
  - (2) 当該誌原稿の受付・閲読・審査に関すること。
  - (3) 当該誌の編集に関すること。
  - (4) その他当該誌編集に関すること。
- 15 **Geographical Review of Japan Series B**編集専門委員会は、次の業務を行う。
  - (1) 当該誌編集規定の立案に関すること。
  - (2) 当該誌原稿の受付・閲読・審査に関すること。
  - (3) 当該誌の編集に関すること。
  - (4) その他当該誌編集に関すること。
- 16 **E-Journal GEO**編集専門委員会は、次の業務を行う。
  - (1) 当該誌編集規定の立案に関すること。
  - (2) 当該誌原稿の受付・閲読・審査に関すること。
  - (3) 当該誌の編集に関すること。
  - (4) その他当該誌編集に関すること。
- 17 地理教育専門委員会は、次の業務を行う。
  - (1) 地理オリンピックに関すること。
  - (2) 初等教育、中等教育および高等教育における地理教育の推進に関すること。
  - (3) 社会教育、生涯学習における地理教育の推進に関すること。
  - (4) その他地理教育に関すること。
- 18 資格専門委員会は、次の業務を行う。

- (1) GIS学術士及び地域調査士の認定に関する制度の改善及びその適切な運用に関すること。
- (2) その他GIS学術士及び地域調査士に関すること。

(各種委員会)

第16条 前条の専門委員会のほかに、特定の業務を遂行するための委員会（以下「各種委員会」という。）をおくことができる。各種委員会に関して必要な事項は、別に定める。

## 第5章 補 則

(細則の改廃)

第17条 細則の変更又は廃止は、理事会の決議により行う。

(実施規程)

第18条 この細則の実施に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

付 則

- 1 この細則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた日から施行する。
- 2 付則1の規定にかかわらず、社団法人日本地理学会総会の議を経て、本細則による代議員選挙をあらかじめ実施する。本細則による選挙は、公益社団法人への移行申請後に実施し、代議員当選者を選出する。代議員当選者は、公益社団法人設立後、代議員となる。補欠の代議員については、本細則第13条の規定を適用する。
- 3 この細則の一部改正は、2025年6月28日から施行する。